



インターネットでの情報提供	
提供予定日	3月7日

平成21年3月6日 県政記者クラブ資料配付			
担当課	担当	担当者	電話番号
総合企画部国際課	地域国際課担当	新田 豊	2354

岐阜県が取り組む帰国支援策に対して、 ブラジル政府から礼状が送られることとなりました。

現在、岐阜県では、日本語によるコミュニケーション能力等の問題から再就職が難しく、生活困窮状態に陥る可能性のある県内在住の日系ブラジル人のうち、帰国を強く希望する者を対象に、東海労働金庫と連携して、帰国費用を貸し付ける制度を準備しております。

今般、こうした岐阜県の取り組みに対して、ブラジル政府から在日ブラジル大使を通じて古田知事宛に礼状を発信するとの連絡がありましたのでお知らせします。

記

1. 訳文内容

2009年3月5日
岐阜県知事 古田 肇様
謹啓 ブラジル政府は在京ブラジル大使館を通じ、岐阜県在住ブラジル人に対する貴県のご高配に感謝申し上げます。
経済危機が国籍の隔て無く人々の家庭に影響を及ぼす現況において、岐阜県当局の提案された定住外国人支援の施策は極めて有意義であり、困窮者に対する貴県の細心の配慮を示すものです。
今般発表された取り組みに対するブラジル政府の深甚なる謝意を表明いたします。
謹白
大使 ルイス・アウグスト・デ・カストロ・ネーベス (LUIZ AUGUSTO DE CASTRO NEVES)

2. 帰国支援融資制度の概要

平成20年秋以降の急速な経済情勢の悪化により、岐阜県に在住する日系ブラジル人を中心とする外国人非正規雇用労働者の大量解雇が発生しており、日本での生活を維持することが難しい状況となっております。特に、日本語によるコミュニケーション能力等の理由から再就職が難しい外国人離職者は、遠からず生活困窮状態に陥るおそれがあります。

岐阜県としては、こうした外国人離職者特有の事情を踏まえるとともに、日本人離職者に対する支援策とのバランスを考慮し、母国への帰国を強く希望する日系ブラジル人に対して、帰国に必要な資金の貸付けを、東海労働金庫と（財）岐阜県国際交流センターとの連携の下に実施するべく準備を進めております。

制度の概要及び実施に向けた基本情報は以下のとおりです。

○ 名称：「岐阜県在住日系ブラジル人離職者帰国支援融資制度」

○ 利用対象者

帰国を希望する方で、次の条件のすべてを満たす方

- ・ブラジル国籍の方
- ・2008年8月31日以前から岐阜県内で外国人登録をしている方
- ・事業主都合により解雇され、現在も失業中である方
- ・預貯金、資産がない方
- ・失業前に主として世帯の生計を維持していた方

○ 融資条件

- ・資金使途 航空券購入費用 *帰国する当日に空港で航空券を手交する。
- ・融資利率 年利1.5%（無担保・無保証）
- ・返済期間 3ヶ月据え置き後、5年間で分割返済

○ 帰国時期

- ・2009年3月下旬から4月

○ 申込受付方法

県内下記の2カ所において事前説明会を開催し、後日、臨時の申込受付窓口を設け、手続を行う。

【事前説明会】

3月10日（火）19：00～ 岐阜県西濃総合庁舎（大垣市江崎町）

3月12日（木）19：00～ 岐阜県可茂総合庁舎（美濃加茂市古井町）

以上